

バハマの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

バハマ国（英語では「Commonwealth of The Bahamas」。以下「バハマ」という）は、米国フロリダ半島沖約88キロメートルの地点から南東約800キロメートルにわたる海域における700以上の島と2,400以上の岩礁からなる島嶼国家である。その多くは無人島で、人が居住する島は35ほどしかない。とくに首都ナッソーがあるニュー・プロビデンス島には、バハマ国民の約70%が居住している。「バハマ」の国名は、スペイン語の「バハ・マール（Baja Mar）」（干潮）に由来する²。熱帯気候に属する国土の面積は約1.4万平方キロメートルで、福島県よりやや大きい程度の大きさである。

バハマは、英連邦に属し、英国女王を元首とする立憲君主制国家である。公用語は英語、通貨はバハマ・ドルである。約40万人いるバハマ国民の構成は、黒人が約85%、白人が約12%、アジア系及びヒスピニック等が約3%となっている。宗教については、キリスト教が圧倒的多数を占めており、プロテstantが約68%、カトリックが約14%となっている。

1492年10月12日、コロンブスが、現在のバハマのサン・サルバドル島に到達・上陸した。これがいわゆる「新大陸の発見」であった。その後、スペイン人による植民・先住民支配が続いたが、17世紀以降は英国人の移住が増加した。1717年、英國国王は、バハマ初代総督としてウッド・ロジャーズを任命・派遣した。1783年のベルサイユ条約により、バハマは正式に英國領となった。1964年に英國の自治領となったバハマは、1973年に英連邦構成国の一つとして独立した³。

現在のバハマは、米国から近く、英語が通じる人気のリゾート地として、観光業が盛んである。バハマへの観光客の80%以上は米国人であり、バハマのGDPの50%は観光収入となっている。また、「タックス・ヘイブン」、「オフショア金融センター」として世界的に有名であるバハマは、金融業も盛んであり⁴、カリブ諸国の中では最も豊かな国といわれて

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 『2016 エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2016年）94頁。

³ 本稿におけるバハマの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018年版』（二宮書店、2018年）430～431頁等を参照した。

⁴ 但し、1967年から1968年に発生した住民対立等の混乱により、多くの金融関係者がケイマン諸島に移ったとの指摘もある（丸谷雄一郎著「世界を動かすタックスヘイブン」（『カリブ海世界を知るための70章』（明石書店、2017年）所収）297頁）。

いる⁵。

しかし、バハマは、2009年の世界金融危機等の影響により、経済的に大きな打撃を受け、財政赤字が増大した。近時、バハマ政府は、産業の多角化に向けた政策をとっているが、観光業及び金融業に比重を置いた従来の産業構造に大きな変化は見られない。

バハマは、世界貿易機関（WTO）への加盟を申請しているが、まだ正式な加盟は認められていない。バハマは、地域経済共同体たる「カリブ共同体」（CARICOM）には加盟している。カリブ共同体は、加盟国の経済統合を目指すとともに、加盟国間の外交政策の調整、社会的・文化的・技術的発展のための協力等を行う共同体であり、現在、カリブの14か国1地域が加盟している⁶。近時、バハマは、中国との通商関係を重視しており、1997年には、台湾との国交を断絶して、中国との国交を樹立した。

バハマの法制度は、英國法⁷の流れを汲み、①コモン・ロー、②制定法等により形作られている。バハマの裁判所は、バハマ国内やカリブ諸国に規定や先例が無い場合、英國の先例等を引用する。但し、近時は、バハマ国内やカリブ諸国における規定や先例の重要性が増大している。現在のバハマの主な制定法は、バハマ政府のウェブサイトで検索・閲覧することができる⁸。

II 憲法

1 総説

バハマの現行憲法は、1973年に採択され、施行された。その後、数度の憲法改正が行われている。

全137条から構成されるバハマ憲法の体系は、表1のとおりである⁹。

表1：バハマ憲法の体系

第1章 憲法		第1条～第2条
第2章 市民権		第3条～第14条
第3章 個人の基本的権利及び自由の保障		第15条～第31条
第4章 総督		第32条～第37条
第5章 議会	第1部 議会の構成	第38条

5 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2018年版』431頁。

6 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/caricom/gaiyo.html>

7 英国の法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第3回 イギリス」(『国際商事法務 Vol.40, No.12』(国際商事法研究所、2012年) 所収) を参照されたい。

8 <http://laws.bahamas.gov.bs/cms/en/legislation/laws/statutes.html#>

9 バハマ憲法（英語）は、下記ウェブページに掲載されている。

http://www.oas.org/dil/constitution_of_1973_bahamas.pdf

	第 2 部 上院	第 39 条～第 45 条
	第 3 部 下院	第 46 条～第 51 条
	第 4 部 議会の権限及び手続	第 52 条～第 64 条
	第 5 部 召集、閉会及び解散	第 65 条～第 67 条
	第 6 部 選挙区の画定	第 68 条～第 70 条
第 6 章 行政権		第 71 条～第 92 条
第 7 章 司法	第 1 部 最高裁判所	第 93 条～第 97 条
	第 2 部 控訴裁判所	第 98 条～第 103 条
	第 3 部 控訴裁判所及び枢密院への上訴	第 104 条～第 106 条
第 8 章 公共サービス	第 1 部 公共サービス委員会	第 107 条
	第 2 部 警察官の任命等	第 108 条～第 113 条
	第 3 部 公共サービス不服申立て委員会	第 114 条～第 115 条
	第 4 部 司法及び法律サービス委員会	第 116 条～第 117 条
	第 5 部 警察サービス委員会	第 118 条～第 121 条
	第 6 部 年金	第 122 条～第 124 条
	第 7 部 雜則	第 125 条～第 127 条
第 9 章 財政		第 128 条～第 136 条
第 10 章 解釈		第 137 条

2 統治機構

バハマは、英国の議院内閣制を範とするウェストミンスター・システムを採用している。

(1) 行政府

バハマの行政権は、国家元首たる英國女王に帰属する。女王の地位は、儀礼的・象徴的なものであり、実権はほとんど無い。総督 (Governor-General) は、女王の代理人として、権限を行使する。

バハマは、議院内閣制を採用している。行政府の事実上のトップは首相であり、首相及び法務長官を含む 9 名以上の閣僚により内閣が組織される。下院の第 1 党党首が、首相に任命される。首相は、議会を解散する権限を有する。閣僚は、上院議員と下院議員の中から、首相の指名に基づき、総督が任命する（但し、上院から 4 名以上任命してはならない）。

首相及び財務大臣は、下院議員でなければならない。内閣の機能としては、政府の政策の最終決定、政府の活動のコントロール、大臣及び行政機関の調整等が挙げられる。内閣は1週間に1回以上召集され、さまざまな問題について検討が行われる。

(2) 立法府

バハマの立法府たる議会は、上院と下院の二院制が採用されている。

上院議員の定数は16名である。うち9名を首相の推薦、4名を野党党首の推薦により、残り3名を協議により、総督が任命する。上院議員の任期も5年である。

下院議員の定数は38名¹⁰である。下院議員は直接選挙により選出され、その任期は5年である。

議会の権限としては、①法律を制定すること、②上院及び下院の特権、免責及び権限につき決定すること、③憲法のいずれかの規定を改正すること、④立法手続を規制すること、⑤政府の予算の承認等が挙げられる。

(3) 司法府

バハマの司法制度は英国法の影響を強く受けている。

バハマ国内の司法組織には、控訴裁判所(Court of Appeal)、最高裁判所(Supreme Court)、治安判事裁判所(Magistrates' Court)及び産業審判所(Industrial Tribunal)等がある¹¹。

産業審判所は、司法及び法律サービス委員会の推薦に基づき総督により任命された3名の審判官から構成される。産業審判所は、雇用者と被雇用者の間の紛争を審理・解決すること、ビジネス契約を登録すること、ビジネス契約の紛争を審理・解決すること、賠償を命令すること等の権限を有する。

治安判事裁判所は、訴額が5,000バハマ・ドル以下の民事事件及び一定の犯罪の刑事事件を管轄する。首都ナッソーがあるニュー・プロビデンス島には、15か所の治安判事裁判所(具体的には、薬物裁判所、銃器裁判所、検死官裁判所、夜間民事裁判所、夜間交通裁判所)がある。

最高裁判所は、1名の長官及び11名の判事から構成される。1名の長官は、首相が野党党首と協議した上で行う推薦に基づき総督により任命される。11名の判事は、司法及び法律サービス委員会の推薦に基づき総督により任命される。最高裁判所は、民事、刑事等に関する事件を一般的に管轄する。また、治安判事裁判所の判決に対する上訴事件を管轄する。最高裁判所の判決に対する上訴事件は、控訴裁判所が管轄する。「最高裁判所」(Supreme Court)と言っても、バハマ国内の司法組織の頂点に位置するものではなく、控訴裁判所の下に位置付けられる下級裁判所であることに留意されたい。

¹⁰ 下院議員の定数は、現在は38名であるが、1997年までは49名、2007年までは40名、2012年までは41名とされていた。

¹¹ <http://supremecourt.gov.jm/content/court-structure-and-hierarchy>

控訴裁判所は、首相が野党党首と協議した上で行う推薦に基づき総督により任命された 5 名の裁判官から構成される。控訴裁判所は、バハマ国内における最上級裁判所であり、首相から指名された裁判官で構成される。控訴裁判所は治安判事裁判所及び最高裁判所の判決に対する上訴事件を管轄する。

控訴裁判所の判決に対する上訴事件を管轄するのは、英国ロンドンにある枢密院司法委員会である。

なお、バハマでは、以前から、憲法改正により、控訴裁判所の判決に対する上訴事件の管轄権を、英国枢密院司法委員会から、カリブ司法裁判所（Caribbean Court of Justice (CCJ)）¹²に変更することが企図されてきたが、いまだ憲法改正は実現していない。

3 人権

バハマ憲法の「第 3 章 個人の基本的権利及び自由の保障」(15 条～31 条)¹³及びその他の部分には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、バハマ憲法においても、ほぼ同様に保障されているといえる。

バハマ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①死刑は廃止されている（16 条）。
- ②緊急事態について、明文規定が置かれている（29 条）。
- ③人権保護請求について、明文で規定されている（28 条）。人権保護請求とは、不法に憲法 16 条乃至 27 条に規定された人権を侵害されるおそれがあり又は既に侵害されている者（その者が拘禁されている場合に限られない）が、最高裁判所に対し、その救済を求めて保護請求を行うことである。

III 民法

バハマには、ドイツやフランスにおけるような民法典は制定されていない。しかし、個別の分野ごとに制定された法律（例えば、「商品売買法」、「消費者保護法」）が存在する。バハマの民法の内容は、英國法及びコモン・ローの影響を強く受けているが、若干の変容を受けている。

バハマの土地を外国人が所有することに関しては、「International Persons Landholding Act」という法律が制定・施行されている。同法によると、バハマでは、原則として、外国人による土地所有についての制限は存しない。但し、外国人が、①5 エーカーを超える土地

¹² 7 名の裁判官により構成される「カリブ司法裁判所」は、2003 年にトリニダード・トバゴの首都であるポート・オブ・スペインに設立された。①カリブ共同体条約に係る紛争について審理・決定する権限、及び②加盟国（バハマ等を含む）における民事事件・刑事事件の上訴審として審理・決定する権限を有する（<http://www.ccj.org/>）。

¹³ バハマ憲法は、日本国憲法に比べ、各条文が非常に長いという特徴がある。

を購入する場合、②当該不動産の全部又は一部を賃貸する意思を有する場合、又は③当該不動産が商業開発に用いられる場合には、所定の許可を得る必要がある¹⁴。また、バハマの不動産の購入に許可を要しない外国人であっても、外国投資委員会に当該不動産を登録しなければならないほか、バハマ中央銀行の為替管理部にも登録しなければならない。

IV 会社法

バハマは、世界有数の「タックス・ヘイブン」、「オフショア金融センター」として世界的に有名であり、世界の主な金融機関がバハマに進出している。所得、キャピタルゲイン、利得、贈与、相続及び遺産に対しては全く課税されず、配当、利子及び使用料に対する源泉徴収税も存しない¹⁵。弁護士、会計士、国際金融に詳しい銀行マン等の人的インフラも整っている。

バハマの会社法は、1992年に制定・施行され、2009年に改正されている。また、バハマでは、2000年12月28日に施行された「International Business Company Act」により、「International Business Company」（以下「IBC」という）という簡便な法人ビークルの設立が認められている。バハマで設立された IBC は、既に約 17 万社に達している。実際、バハマに投資する外国投資家に最もよく利用されているのは、この IBC である。

IBC のメリットとしては、①20 年間租税が免除されること、②1 名の株主及び 1 名の取締役がいれば足りること（株主及び取締役は、自然人でも法人でもよい）、③株式を外貨で発行できること、④最低資本金制度は無く、授権資本や資本維持の要件が無いこと、⑤無額面株式を発行できること、⑥IBC の会議はバハマで開催する必要は無く、電話会議等で開催できること、⑦法人の財務状況を示す帳簿記録をパナマの登録事務所に提出する必要がないこと、⑧IBC は 1 日から 1 週間程度で設立可能であること等を挙げることができる¹⁶。

IBC が行うことができない事業としては、①銀行業・信託業、②保険業・再保険業、③収益事業、④証券のディーリング・トレーディング・投資アドバイザリー業務がある。

IBC は、その会社名称の中に、「Incorporated」、「Corporation」、「Societe Anonyme」、「Inc.」、「Corp.」又は「S.A.」という文字を含まなければならない。逆に、「Bank」、「Assurance」、「Building Society」、「Chartered」、「Chamber of Commerce」、「Cooperative」、「Insurance」、「Imperial」、「Municipal」、「Trust」又は「Royal」等の

¹⁴

<https://www.expatfocus.com/c/aid=4116/articles/bahamas/an-expat-guide-to-buying-property-in-the-bahamas/>

¹⁵ バハマに存在する税金等としては、輸入関税、印紙税、不動産税、出国税、労働許可費用、カジノ・ライセンス費用、保険業税、ホテル顧客税、入港税等がある。本庄著『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』（日本租税研究協会、2013年）167～168頁。

¹⁶ 本庄・前掲書 168 頁。

文字を含んではならない¹⁷。

また、IBCは、バハマの現地代理人を任命しなければならない。

V 民事訴訟法

バハマにおける民事訴訟法制度は、基本的に、英國の民事訴訟法制度の強い影響を受けているが、若干の変容を受けている。

バハマは、英國のコモン・ローの流れを汲んでおり、①事実と争点が実質的に同一である限り、裁判所は先例に従わなければならず、また、②争点が同一である限り、上級裁判所の下した先例に下級裁判所は従わなければならない。

バハマにおける大部分の民事訴訟は、単独裁判官により審理される。

バハマには、2000年12月時点において、資格を有する弁護士が587名いる。英連邦に属するいずれかの国の弁護士（バリスター又はソリシター）で、バハマにおいて働く権利を有する者は、バハマにおいて勤務弁護士として雇用され、バハマ弁護士の業務を補助することができる。

VI 刑事法

バハマの刑法は、1924年に制定され、2007年に改正されている。

最高裁判所における刑事手続は全て女王の名で、治安判事裁判所における刑事手続は全て警察長官の名で行われる。治安判事裁判所は自ら略式裁判及び正式裁判の審理を行う管轄権を有するほか、上級裁判所で正式裁判を行うに値するか否かの予備審理をも行う権限を有する。治安判事裁判所で有罪判決を受けた被告人は、犯罪の性質に応じて、最高裁判所又は控訴裁判所に上訴することができる。控訴裁判所の判決に対する上訴は、バハマの最高司法機関である枢密院の司法委員会に対して行う。

バハマでは、他のカリブ海諸国と比べると、犯罪は比較的少ないといえる。バハマで最も多い犯罪は、窃盗及び強盗であるが、首都ナッソーがあるニュー・プロビデンス島及び旅行者の多いリゾート地で発生している。バハマでは、殺人は、2015年には146件、2016年には111件、2017年には122件発生している¹⁸。バハマでは、銃器や薬物の試用又は所持は重く罰せられる。近時、バハマには、隣国であるキューバ及びハイチからの不法入国者が多いが、これは、バハマと隣国との大きな経済格差が原因である。

国際金融センターを目指すバハマは、自国の金融システムが犯罪行為に利用されるのを防ぐため、1995年に、マネー・ローンダリング法を制定した。同法によると、金融業者は、マネー・ローンダリングの疑いがある預金について、バハマ監督庁又は検事総長に通報し

¹⁷ <https://www.offshorecompany.com/company/bahamas/>

¹⁸ 『バハマ概況』（在ジャマイカ大使館、2018年）19頁。

なければならず、また、マネー・ローンダリングに関与した者は 10 年以下の懲役に処せられる。さらに、バハマは、OECD のガイドラインに従って、米国・日本等多数の国との間で、租税情報交換協定を締結している¹⁹。

VII 参考資料

以上、バハマ法の概要を簡単に紹介してきたが、バハマ法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。しかし、バハマは英語を公用語とするため、英語による情報源及び文献・論文等については、インターネット上で比較的多く存在する。

英国法の流れを汲むバハマの法令は、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、英語を公用語とする国であること、政治的に安定した民主主義国家であること、米国との経済的繋がりが強いこと、とくに観光業及び金融業の分野で一定の存在感を有していること等にみられるバハマの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、バハマの法制度の動向については引き続き注視していく必要があろう。今後、バハマ法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.47 No.1』（国際商事法研究所、2019 年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第 21 回 バハマ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁹ 前掲『バハマ概況』15 頁。